

令和4年度 第2回指定相談支援事業者等連絡会議（議事録）

○開催日時：令和4年10月20日（木）15：00～16：30

○開催方法：オンライン開催

○参加人数：39事業所（45名参加）

○会 場：北九州市立東部障害者福祉会館和室より ZOOM 配信

○事務局：保健福祉局障害福祉部障害者支援課、障害者基幹相談支援センター

1 重度障害者等就労支援特別事業について

北九州市保健福祉局障害福祉部 障害者支援課 地域生活支援係長の坂巻敬正氏より「重度障害者等就労支援特別事業」について行政説明を行った。当該事業は重度障害者等の就労機会の拡大を図ることを目的に重度障害者等に対する就労支援として通勤支援や職場等における支援を行うものであり、対象者は北九州市の重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を受けており、①民間企業に雇用され、1週間の所定労働時間が原則10時間以上の方（就労継続支援A型事業所の利用者を除く）、②自営業者等で所得の向上が見込まれる自営等に従事する時間が基本的に1週間のうち10時間以上の方であるとのこと。申請方法は各区役所高齢者・障害者相談コーナーで受け付けており、なお、申請に当たって、通勤支援や職場等における支援についての支援対象範囲を明確にした「支援計画書」の作成が必要となる。との説明があった。

参加者より「指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画との関係性」について質問があがった。坂巻 地域生活支援係長よりサービス等利用計画とは別書式で所定の計画書作成が求められるものあり、利用前に各区役所高齢者・障害者相談コーナーへ事前の相談が必要である旨の回答があった。

2 発達障害に関する相談カフェについて

北九州市保健福祉局障害福祉部 精神保健・地域移行推進課 事業調整係長の西島秀幸氏より「北九州市における発達障害のある人の支援の取組み」について行政説明を行った。発達障害者総合支援（発達障害児・者家族等支援事業、北九州市発達障害者支援センターつばさによる相談支援等）、ペアレント・メンター事業、発達障害に関する相談カフェ等について話があった。

北九州市の発達障害に関する支援等の取り組みとして、発達障害者総合支援事業として発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言、地域住民等への研修・啓発を行っている。その他にも子育てに悩む保護者の精神的な支えになったり、適切な機関へつないだりする活動等により地域における当事者同士の支え合いを推進することを目的にペアレント・メンターの養成・活用を進めており、発達障害に関する相談カフェを開催し「子どもの行動について気になる」など、発達障害に関する子育ての悩みを抱える保護者の話を、同じ子育て経験を持つ「ペアレント・メンター」が聴き、共感し寄り添うとともに、地域資源の情報提供等を行っているとのこと。

悩んでいるご家族等がいれば、発達障害に関する相談カフェ等の取り組みについて相談支援専門員から必要に応じて情報提供してほしい。との話があった。

3 その他

次回は令和4年12月15日（木）15：00～開催を予定している。
議題等の詳細が決まり次第、案内をする。